

麻績村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

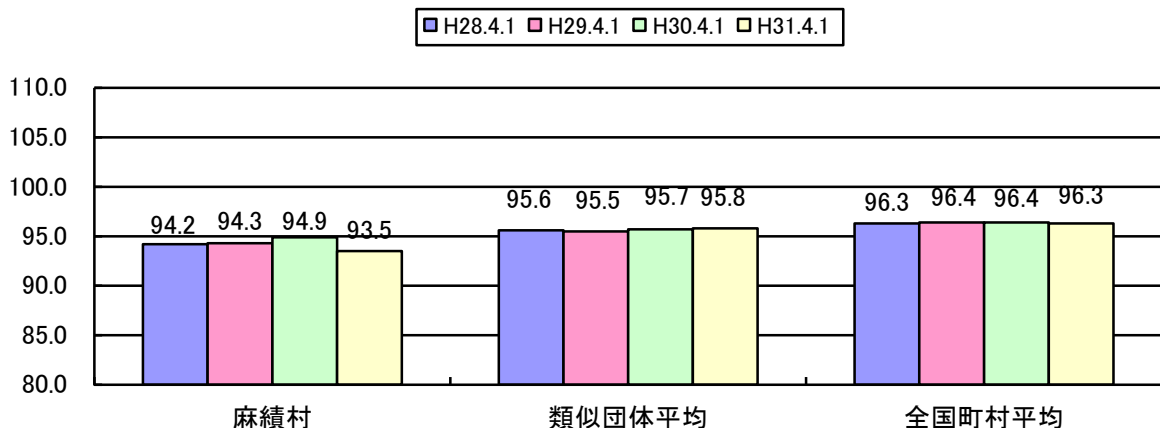
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 2,753	千円 2,534,377	千円 80,361	千円 397,631	% 15.69	% 14.07

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 40	千円 134,549	千円 17,587	千円 57,228	千円 209,364	千円 5,234	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載しません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し：実施

[給料表の改定実施時期] 平成 27 年 4 月 1 日

[内容] 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引き下げ。

ただし、1 級及び 2 級の初任給に係る号俸は引き下げせず、3 級以上の高位号俸は 50 歳代後半層については最大 4%引き下げました。また、激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
麻績村	42.7歳	301,270円	341,358円	326,617円
長野県	45.4歳	337,900円	401,437円	372,575円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,223円	344,020円	323,330円

② 技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
麻績村	—	0人	—	—	—
	うち用務員	—	—	—	—
	うちその他	—	—	—	—
長野県	58.0歳	8人	283,900円	305,413円	297,750円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円
類似団体	49.3歳	2人	281,624円	308,109円	296,469円

区 分	民 間			参 考	
	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B	
麻績村	—	—	—	—	
	うち用務員	用務員(男女)	55.6歳	211,600円	—
	うちその他	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	
国	—	—	—	—	
類似団体	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
麻績村	—	—	—
うち用務員	—	2,883,400円	—
うちその他	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、アスタリスク(*)としています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成28年～平成30年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較の国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		麻 績 村	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700円	191,200円	180,700円
	高 校 卒	148,600円	153,200円	148,600円
技能労務職	高 校 卒	130,400円	151,500円	—
	中 学 卒	130,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

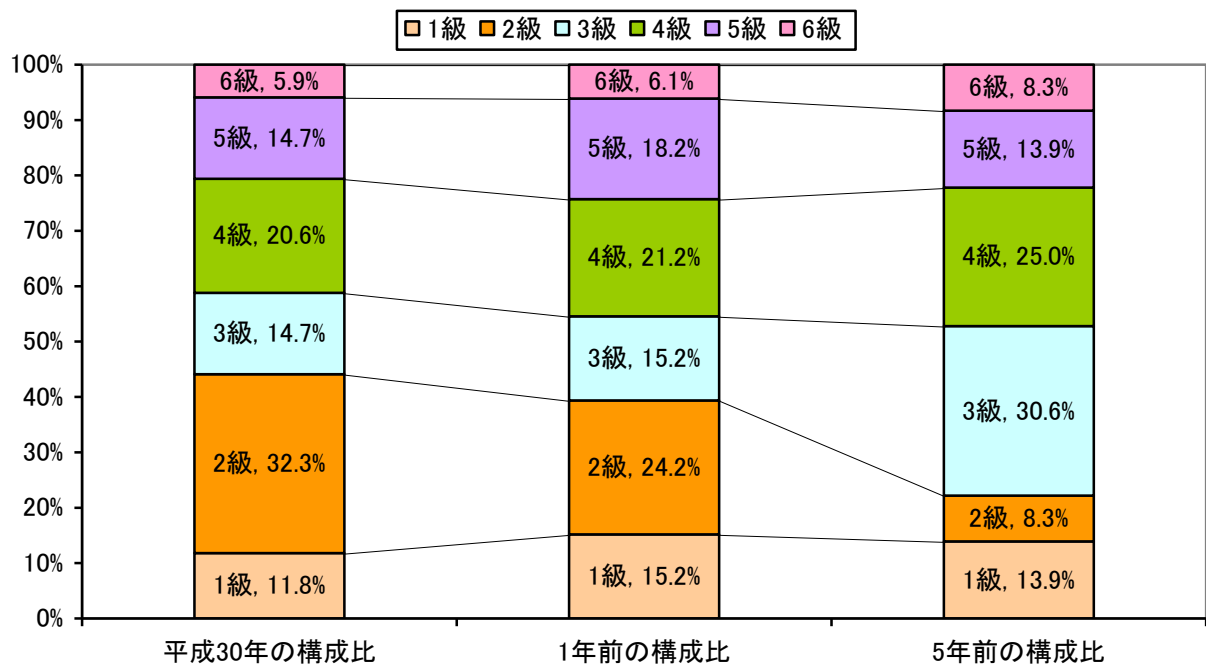
区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

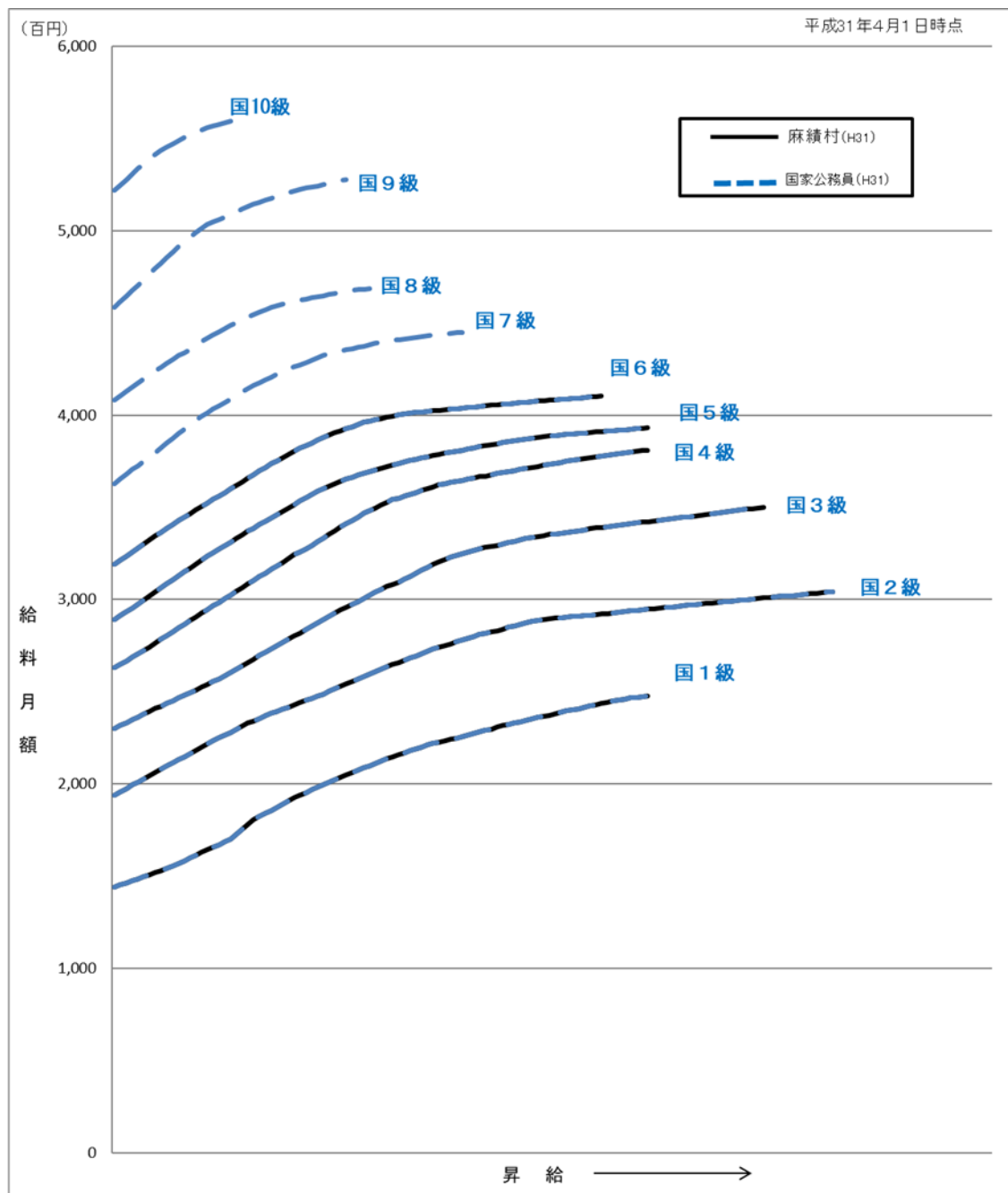
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	重要な業務を行う課長	2人	5.9%	319,200円	410,200円
5級	課長	5人	14.7%	288,900円	393,000円
4級	係長	7人	20.6%	263,000円	381,000円
3級	主任	5人	14.7%	230,000円	350,000円
2級	主事	11人	32.3%	194,000円	304,200円
1級	主事補及び主事	4人	11.8%	144,100円	247,600円

- (注) 1 麻績村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

麻 績 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,431千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,736千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15% ・ 管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率	○	○	○	○

標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

麻 績 村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		12,522 千円			

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 — 支給無し —

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）	— 円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）			
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当での名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
マイクロバス(大型バスを含む)運転手当	運転した職員	マイクロバス(大型バスを含む)の運転に従事	・村内一日につき 500円 ・村外一日につき 1,000円
索道技術管理手当	索道技術管理者として村長より選任された者等	特殊索道の運転及び技術管理業務に従事	月額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,739 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）	46 千円
支給実績（29年度決算）	2,930 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）	77 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職等制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く)です。

(6) その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する手当 ○配偶者 月額 6,500円 ○扶養親族たる子 月額10,000円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については10,000円) ○扶養親族たる父母等 月額 6,500円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合は、そのうち1人については9,000円) ○満15歳に達する日後の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族1人につき 月額5,000円加算	同		千円 4,519	円 237,842
住居手当	○借家・間借り居住者の場合 ・家賃月額23,000円以下 支給月額=支払家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超 支給月額=(支払家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 限度額27,000円	同		千円 2,244	円 187,000
通勤手当	○交通機関利用者の場合、通勤に要する運賃相当額 限度額 月額55,000円 ○交通用具利用者の場合 片道 2km以上 5km未満 月額 2,000円 片道 5km以上10km未満 月額 4,200円 片道10km以上15km未満 月額 7,100円 片道15km以上20km未満 月額10,000円 片道20km以上25km未満 月額12,900円 片道25km以上30km未満 月額15,800円 片道30km以上35km未満 月額18,700円 片道35km以上40km未満 月額21,600円	同		千円 1,653	円 78,714
管理職手当	○職制上の段階により課長の属する級の最高号俸100分の8	異	国は俸給の特別調整額として支給。区分や額が異なる。	千円 2,671	円 381,571
休日勤務手当	○祝日法による休日及び年末年始等に勤務した場合 支給額=勤務時間1時間当りの給与額× 100分の135×勤務時間	同		千円 支給実績 なし	円 支給実績 なし
夜間勤務手当	○正規の勤務として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 支給額=勤務時間1時間当りの給与額× 100分の25×勤務時間	同		千円 支給実績 なし	円 支給実績 なし
宿日直手当	一般宿日直 1回 4,400円	同		千円 2,134	円 88,916

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	668,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 827,000円/498,000円	
	副 村 長	555,000円	667,000円/457,000円	
報 酬	議 長	275,000円	316,000円/186,300円	
	副 議 長	206,000円	265,000円/129,600円	
	議 員	186,000円	257,000円/109,000円	
期 末 手 当	村 長	(30年度支給割合) 3.30月分		
	副 村 長	(30年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 668,000円×勤続月数 ×42.5/100	(1期の手当額) 13,627,200円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	555,000円×勤続月数 ×25.4/100	6,766,560円	任期毎
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

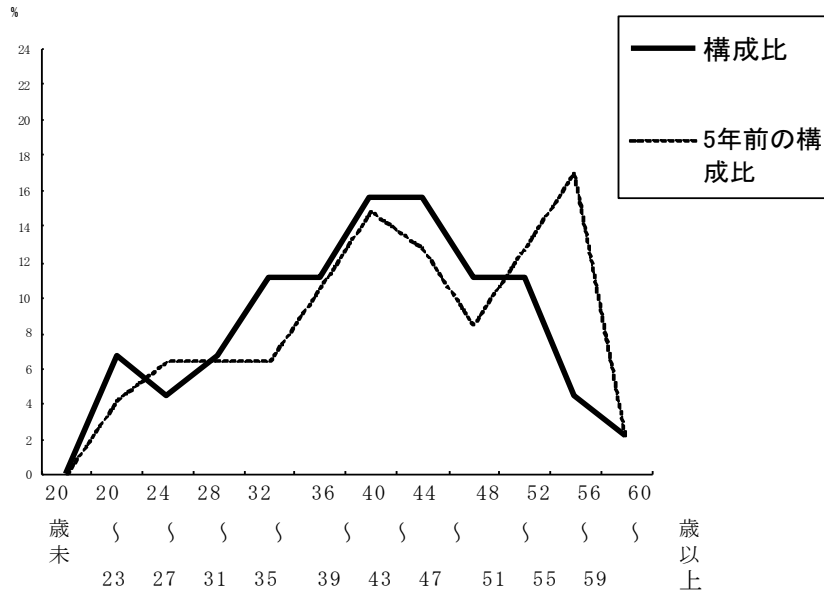
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	育児休業職員の復帰後異動による減 退職による減 欠員補充
		総務	13	14	▲1	
		税務	3	3	0	
		民生	4	5	▲1	
		衛生	4	4	0	
		農林水産	4	4	0	
商工	3	2	1			
土 木	3	3	0			
	計	35	36	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.13人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)	
	教育部門	3	4	▲1	退職による減	
	小 計	38	40	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.03人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)	
公 営 企 業 部 門 等	水 道 下 水 道 其 他	水 道	1	1	0	職務分担変更による増
		下 水 道	1	1	0	
		其 他	5	4	1	
	小 計	7	6	1	<参考>人口1万人当たり職員数 25.43人	

合 計	45 [74]	46 [74]	▲ 1	
-----	-------------	-------------	-----	--

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
31年度職員数	0人	3人	2人	3人	5人	5人	7人	7人	5人	5人	2人	1人	45人
26年度職員数	0人	2人	3人	3人	3人	5人	7人	6人	4人	6人	8人	1人	48人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	36	37	37	36	36	35	▲1(▲2.8%)
教育	6	5	5	5	4	3	▲3(▲50.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	42	42	42	41	40	38	▲4(▲9.5%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	7	+1(16.7%)
総合計	48	48	48	47	46	45	▲3(▲6.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。